

令和8（2026）年度高圧ガス保安法関係立入検査実施要領

1 目的

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第62条第1項に基づき第一種製造者等の事業所に立ち入り、製造の方法、保安体制その他各種基準の遵守状況等を検査するとともに、事業者の自主的な保安活動を促すことにより、高圧ガス事故の未然防止を図ることを目的とする。

2 実施内容

(1) 第一種製造者（冷凍を除く）

①県による保安検査受検者（保安検査周期：毎年）

対象数：41事業所

検査項目：「第一種製造者立入検査調書」の検査項目A（※次年度はB）及び重要確認項目

検査日時：保安検査に併せて実施

②県による保安検査受検者（保安検査周期：隔年又は3年毎）

対象数：6事業所

検査項目：「第一種製造者立入検査調書」のとおり

検査日時：保安検査に併せて実施

③協会又は指定保安検査機関による保安検査受検者（①、②除く）（6年毎に立入検査のみ実施）

対象数：26事業所

検査項目：「第一種製造者立入検査調書」のとおり

検査日時：別途通知による

④上記③のうち、前年度に文書指導を受けた者

対象数：なし

検査項目：指導事項の改善状況等

検査日時：別途通知による

⑤前年度に新規許可を受けた者（上記を除く。）

対象数：2事業者

検査項目：「第一種製造者立入検査調書」のとおり

検査日時：別途通知による

(2) 容器検査所

①更新時検査（年度内に登録期間を満了する者）

対象数：3事業所

検査項目：「容器検査所立入検査調書」のとおり

検査日時：別途通知による（保安検査又は(1)の立入検査がある場合は同日）

②中間検査（年度内に登録期間の中間日が当たる者）

対象数：2事業所

検査項目：「容器検査所立入検査調書」のとおり

検査日時：別途通知による（保安検査又は(1)の立入検査がある場合は同日）

③前年度に新規登録を受けた者

対象数：1事業者

検査項目：「容器検査所立入検査調書」のとおり

検査日時：別途通知による（保安検査又は(1)の立入検査がある場合は同日）

(3) 高圧ガス事故発生事業所

年度内に高圧ガス事故が発生した事業所について、事故原因や繰り返しの状況にかんがみ、必要に応じて立入検査を行う。

3 検査方法

(1) 事前通知

上記2(1)及び(2)の実施に際しては、検査日時や準備書類等について、対象者にあらかじめ書面にて通知するものとする。

なお、上記2(3)の実施については、事故の状況等に応じて、柔軟に対応する。

(2) 検査の実施及び検査表の交付等

事業所において、書類検査及び聞き取りにより検査を行う。なお、必要に応じて、製造施設等を確認するものとする。

検査結果は立入検査表に記載し、事業者（立会者）の確認・署名を受けた後、写しを交付又は別途電子メール等で送付する。

(3) 違反等に対する措置

違反が確認された場合は、立入検査表とは別に文書を発出し、原則2週間を期限として、改善計画書又は改善報告書を提出させることで、改善を求めるものとする。ただし、速やかな改善が図られることが明らかな違反等に対しては、立入検査表の指導事項欄を活用して改善を指導することも可能とする。

なお、上記指導に従わない場合は、改めて報告徴収や改善命令等を検討すること。